

証券コード 2345

2019年3月28日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎二丁目25番2号
アイスタディ株式会社
代表取締役社長 中川博貴

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年3月27日開催の当社第23期定時株主総会において、1株あたり3.5円の配当金をお支払いすることが決議され、2019年3月28日より配当金のお支払いの手続きを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「その他資本剰余金」でありますので、「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」を配当原資とする配当金とは税金計算上の取扱いが異なりますので、そのお取扱い等について、ご説明させていただきます。

今回の配当金は、所得区分が「みなし配当以外」となり「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご留意いただく必要があります。

株主の皆様が保有されている当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、ご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、以下に記載の「1. 今回の配当金の税金計算上のお取扱いについて」をご確認のうえ、大変お手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の「取得価額」の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。

敬具

このご説明は、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、全てを網羅するものではございません。具体的な税務上のお手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の説明資料になりますので、保管くださいますようお願いいたします。

1. 今回の配当金の税金計算上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ① 今回の配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなり、税法の規定により「みなし配当」及び「みなし配当以外」に分かれますが、今回の配当金は「みなし配当」の部分はありません。
- ② 「みなし配当以外」の部分は、税金計算上の配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもなりません。確定申告の際はご注意ください。

(2) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合(資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)	0.011 (小数点以下第3位未満切上げ)

(3) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税等第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2019年3月28日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	該当なし

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.011 (小数点以下第3位未満切上げ)

2. その他の参考情報

(1) 「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡益」の課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として確定申告が必要になりますが、証券会社によっては計算対象とする場合もございますので、お取引の証券会社等にご確認をお願いいたします。

- ① 特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引の証券会社等にお問い合わせください。
- ② 特定口座の①以外の口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。

3. 本件に関するご照会先

(1) 「本説明書」についての一般的なご照会

株主名簿管理人
三菱UFJ信託銀行 証券代行部
電話：0120-232-711（通話料無料）
受付時間：9時～17時（土・日・祝祭日を除く）

(2) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署または税理士等に、ご相談ください。

以上